

令和5年度 米子市高校生等通学費助成制度について

■ 助 成 対 象 者

※次のすべてを満たす方が対象になります。

- ☑ 鳥取県内の高等学校等に公共交通機関の通学定期券を利用して通学している
- ☑ 高校生等が鳥取県内に居住している
- ☑ 申請者(保護者等)が米子市内に居住している
- ☑ 1か月あたりの通学定期代(特急料金を含まない。)が7,000円を超えている
※高等学校等…高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、
高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校高等課程

■ 助 成 期 間

令和5年4月から令和6年3月まで

※卒業学年は、原則令和6年2月までが対象となります。(令和6年3月は助成対象外)

■ 助 成 金 額

1か月あたりの通学定期代のうち、7,000円(基準額)を超えた金額

- (例)
- ・1か月の通学定期代が8,000円の場合
 $8,000円 - 7,000円(基準額) = 1,000円$
助成金額は1,000円になる
 - ・3か月の通学定期代が20,030円の場合
 $20,030円 \div 3か月 = 6,676円$
 $6,676円 < 7,000円(基準額)$ のため助成対象外になる

■ 申 請 方 法

【必要なもの】

- ・ 米子市高校生等通学費助成金交付申請書兼請求書
- ・ 通学定期券の写し
※通学定期券を更新する際に古い通学定期券は回収される場合がありますので、
助成期間中の通学定期券をすべてコピーして保管しておいてください。
- ・ 学生証 もしくは 生徒手帳の写し または 在学証明書(氏名、生年月日のわかるもの)
- ・ 印鑑(申請者が自署する場合に限り押印を省略することができます)
- ・ 申請者名義の振込口座番号のわかるもの(通帳の写しなど)

【申請期間】

令和6年1月4日(木曜日)から3月15日(金曜日)まで

ただし、3月分の通学定期券を3月に購入する場合は、購入後、すみやかに申請してください。
この場合の最終締め切りは、3月25日(月曜日)までになります。

申請書のダウンロードや手続きの詳細については
米子市ホームページからもご覧いただけます。

■ お 問 合 せ 先

米子市交通政策課 ☎/0859-23-5271 FAX/0859-23-5392

